

# 消防計画

年　月　日

## 1 目的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき 『 』 の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とし、当建物の従業員及び出入りするすべての者に適用する。

## 2 防火管理者の権限と業務

防火管理者は、 とし、この計画についての一切の権原を有するとともに、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成、変更
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (3) 消防用設備等の点検・整備の実施
- (4) 火災予防上の自主検査の実施と監督
- 建物、防火施設、避難施設、電気設備、火氣使用設備器具、危険物施設、消防用設備等
- (5) 火氣の使用又は取扱いに関する指導監督
- (6) 自衛消防隊の編成及び任務分担の周知徹底
- (7) 放火防止対策
- (8) 収容人員の適正管理
- (9) 法令に基づく関係機関に対する報告及び届出
- (10) 管理権原者への提案及び報告

## 3 火元責任者の指定

火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を次のように定め任務分担を指定する。

### (1) 火元責任者の業務

- ア. 担当区域内の火氣管理及び安全確認
- イ. 担当区域内の消防用設備等、非常口等及び火氣使用設備器具等の日常における維持管理
- ウ. 地震時における火氣使用設備器具等の使用停止及び安全確認

火元責任者	担当場所	任　務
		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 吸殻及び火氣使用設備器具の管理</li><li>・ 電気設備器具の管理</li><li>・ 消火器等の管理</li><li>・ 地震時の出火防止</li><li>・ その他火災予防上必要な事項</li></ul>

## 4 火災予防上の遵守事項

火災予防のためすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用する前及び使用後には必ず点検し、安全を確認する。
- (2) 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓をしておく。
- (3) 灰皿、吸殻の後始末を完全にする。
- (4) 廊下、階段、通路、出入口等その他避難のために使用する施設には、避難の妨害となる設備を設けたり、物品を置いたりしない。また、避難口等には、容易に解錠できるようにしておく。
- (5) 消防用設備等の周囲には、装飾等をしない。
- (6) 火災を発見した場合は、消防機関（119）に通報するとともに防火管理者に連絡し、定められた任務分担により適切な行動をとる。
- (7) 喫煙は、指定した場所で行う。

## 5 自主点検検査

- (1) 火気管理等の自主点検は、防火管理者の指示により次のとおり実施する。
- (2) 実施時期は、\_\_\_\_\_とする。

防火管理者

建物検査 担当者	1. 建物内外の防火上の検査 2. 防火戸の機能検査
火気使用施設の検査 担当者	1. 火気使用設備・器具の検査 2. 灰皿等の処理の確認
電気設備検査 担当者	1. 電気使用箇所、器具等の点検
消火設備検査 担当者	1. 消火器等は適正に配置されているか 2. 変更、破損等はないか
避難設備検査 担当者	1. 避難経路、非常口等に避難の障害となるものはないか

## 6 消防用設備等の法定点検及び防火対象物の法定点検

### 消防用設備等の法定点検

点検対象	点検実施日		点検員
	機器点検	総合点検	
消火器			氏名
			TEL
	月 日	月 日	と点検保守契約を結び、 点検、整備を実施する。

### 防火対象物の法定点検

点検実施日	月 日	点検員	

- (1) 消防用設備等の法定点検は、機器点検は6ヶ月ごとに実施し、総合点検は1年ごとに実施する。
- (2) 点検の結果は、維持台帳に記録するものとし、消防用設備等の点検結果は\_\_\_\_年に1回、防火対象物定期点検結果は\_\_\_\_年に1回消防本部へ報告する。
- (3) 不備欠陥事項については、早急に修理するものとする。

## 7 自衛消防組織と任務分担

\_\_\_\_\_の自衛消防組織として、\_\_\_\_\_を隊長とし、次の任務分担により自衛消防隊を編成する。

	指揮班 班長_____ 隊員_____	自衛消防隊の指揮及び火災の推移に応じて、各種情報を収集して、隊長の判断を補佐する。また非常放送を通じて全館に必要な指示をする。
	通報連絡班 班長_____ 隊員_____	119の通報及びその確認ならびに指示。部外、部内関係先への必要事項の通報、連絡、火災情報の収集等に当たる。他の班に対する連絡、支持等を必要に応じて行う。
自衛消防隊長	消火班 班長_____ 隊員_____	消火器、水バケツ、屋内消火栓設備等を火災状況に応じて、積極的に使用し初期消火を行うとともに、消防隊の消火作業に協力する。
副隊長	避難誘導班 班長_____ 隊員_____	火災を覚知すれば、躊躇することなく直ちにその状況に応じて最適避難経路を判断し、笛・ハンドマイク等の使用や大声を出してリーダーシップを発揮し、安全な場所に誘導する。
	救護班 班長_____ 隊員_____	負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに搬送する。負傷者の氏名、負傷程度を記録する。
	安全防護班 班長_____ 隊員_____	電気、ガス、危険物施設、火氣使用設備、空調・排煙各設備等の安全措置、防火区画、たて穴区画等の防火戸の閉鎖等の措置を行う。

## 8 夜間、休日の防火管理体制

### 夜間体制

- (1) 防火管理者の代行者を定めること。
- (2) 防火管理代行者による自衛消防組織は、次のとおりとする。



### 宿直体制

- (1) 宿直は、常時\_\_\_\_\_名以上とする。
- (2) 宿直者は、夜間の防火管理体制を熟知し、発災時には直ちに行動できる体制作りに努める。

## 9 工事中の防火管理

- (1) 増改築、大規模な修繕・模様替え等の工事をする場合は、事前に消防本部に相談する。
- (2) 使用部分と工事部分が混在するため、施主側と工事業者間で十分に協議する。
- (3) 工事中における防火管理計画は次のとおりとする。
  - ア. 工事部分の自衛消防組織に関すること。
  - イ. 工事部分の消火、通報、避難に関すること。
  - ウ. 工事部分の火気管理に関すること。
  - エ. 工事作業員の監督及び防災教育に関すること。
  - オ. 使用部分と工事部分との緊急時の連絡方法に関すること。
  - カ. 使用部分と工事部分との区画方法に関すること。
  - キ. 使用部分の避難に関すること。

## 10 ガス漏れ事故対策

- (1) ガス漏れ事故対策は、防火管理者の指示の下に行う。
- (2) ガス機器等の点検整備をし、不適当な使用は厳に禁止する。
- (3) ガス機器使用後は必ず閉栓することを義務付け、夜間、休日は保安員等が点検する。
- (4) ガス漏れ時は、付近のガスコックを閉鎖し、火気厳禁とともに遅滞なく119番にガス漏れ状況を詳細に通報する。
- (5) 館内への避難通報は速やかに実施し、避難誘導を行う。
- (6) 緊急時には二次災害に十分考慮し、必要に応じ時期を失せぬガス供給遮断弁を閉鎖する。
- (7) 消防隊及びガス供給事業者の到着時、実施措置内容、事故概要等の情報を報告し、必要な指示を受け協力する。

## 11 危険物施設

許可施設は、危険物取扱者が法令の定めるところにより危険物施設の点検、整備等を実施し、平素から防火管理者と協力して火災予防に努める。

## 12 地震対策措置

『地震予知情報又は警戒宣言が発せられた場合等の震災対策措置』

### 地震に備えての予防対策

- (1) 自衛消防隊長は直ちに自衛消防隊を編成し、地震発生に備えるとともに、関係各部署に対し必要な指示・命令をする。
- (2) 建築物、工作物等の安全確保のための点検を行う。
- (3) 火を使用する設備器具等の点検と安全措置を行う。
- (4) 危険物、毒劇物、高圧ガス等の施設の点検と安全措置を行う。
- (5) 消火器等の点検を行う。
- (6) 建物からの安全避難の確保（避難障害の排除）と点検を行う。
- (7) 救出、救護等の資機材及び非常用物品の準備を行う。
- (8) 防災についての教育及び訓練を行う。

### 地震発生時の活動対策

- (1) 出火防止及び初期消火活動を行う。
- (2) 危険物、毒劇物、高圧ガス等の流出、漏洩時の緊急措置を行う。
- (3) 救出及び応急手当等の人命安全を行う。
- (4) 被害状況の把握、情報収集及び伝達等を行う。
- (5) 避難誘導は落下物、器物倒壊等により通行障害とならないような避難経路を選定確保する。
- (6) 地域住民に対し初期消火活動等の協力をを行う。

### 警戒宣言発令時の対応

- (1) 原則として、営業は中止する。（やむを得ない場合は、制限する。）
- (2) 関係者・お客様等に対し警戒宣言が発せられた場合の情報を伝達する。  
放送設備により放送し伝達、又は携帯拡声器等により伝達する。
- (3) 地震により火災発生のおそれのある火気設備器具は、原則として使用を中止する。  
やむを得ず火気設備器具を使用する場合は、転倒、落下及び移動防止措置を講ずる。
- (4) 避難通路の確保、非常口の開放等を行う。

## 13 消防機関との連絡等

### 消防機関へ報告、連絡する事項

- (1) 防火管理者選任（解任）届出
- (2) 消防計画作成（変更）届出
- (3) 消防用設備等点検結果報告
- (4) 防火対象物定期点検結果報告
- (5) 避難訓練通知書
- (6) 消防用設備着工・設置届出書（完成検査済証）
- (7) ボイラー、変電設備等の各種届出書
- (8) 危険物設置許可申請書（完成検査済証）

### 防火管理維持台帳の作成、保管

防火管理者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管する。

## 14 防災教育及び訓練

防火管理者は、次により防災教育及び訓練を実施する。

区分		実施月日		備考
訓練種別	消火訓練	月	日	
	通報訓練	月	日	
	避難訓練	月	日	
総合訓練及び防災教育		月	日	
震災訓練		上記の各種訓練に準じて行うほか、関係機関が行う訓練に積極的に参加する。		

(1) 訓練は、年2回以上実施する。

(2) 防火管理者は、訓練を実施しようとするときは、あらかじめその旨を消防本部へ通報する。

## 15 その他

消防設備見取図及び避難経路図を別添する。